

令和4年6月16日

令和4年第6回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和4年6月16日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲	9番	中尾 正浩
10番	黒崎 友美	11番	塚田 由美子	12番	原田 孝親
13番	林 聖文	14番	藤村 浩司	15番	刀裨明 薫
16番	森川 稔己	17番	清弘 進	18番	梅川 仁樹
19番	常藤 隆彦				

3 本日の総会に欠席した委員
無し

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

次 長	後 詳子	事務局	上田 直美
由宇支所	小池 泰弘	周東支所	金子 健太郎
周東支所	沖田 史典	美和支所	石川 育代
錦 支所	大谷 彰弘		

5 会長は午前10時00分、委員総数19名の内19名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

7番	上尾 家隆	8番	藤本 哲
----	-------	----	------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

1 農地法第4条第1項第9号の規定による通知について

- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について
- 4 農地所有適格法人報告書の提出について
- 5 農地埋立届
- 6 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和4年第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、19名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、7番 上尾家隆委員 と、8番 藤本哲委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。

では、さっそく議事に移ります。

「議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

では、まず1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、田及び畑。面積は、3,168㎡ほか、9筆で、合計14,191㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい、説明をいたします。申請地は、周東総合支所より東へ約8.4km。旧祖生東小学校の北西約500mに位置します。譲渡人は地元に住しておらず、高齢でもあるため、耕作が出来ず、管理が困難になっていたために、農地の適正管理のため、譲り渡すことにしたということです。譲受人は、譲渡人よりの申し出により、申請地は自宅近くでもあり、経営規模の拡大のため、応じたとのこと。申請地で、自然薯の栽培を行うということで、従来通りの耕作をするので、周辺農地への影響はないと思われ。去る5月20日、支所担当者と現地調査を行いました。特に問題はないと思われ。許可相当と思います。ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑。面積は、816 m²です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権移転です。

これは、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

はい、追加説明をいたします。申請地は周東総合支所から東へ約2.1 kmに位置する農地です。譲渡人は現在まで、当該地で野菜等を栽培し、管理してきましたが、高齢のため耕作出来なくなってきたことから、譲受人に贈与することとしたものです。譲受人は申請地隣に居住しており、作業や労力にも問題もなく、また農業経営を拡大したいと考えていたため、譲り受けることとしたものです。譲受人は、現在4反強耕作しており、農地の下限面積も要件を満たしております。当該農地の用排水路は、整備されており、隣接地への影響はないと思われま。5月27日に、事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。提出書類等も確認し、3条許可は適当と思われま。ご審議をよろしくお願いいいたします。

議長

ただいまのご説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は1,523 m²ほか、1筆で、合計2,446 m²です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

これは、農地法第3条第2項第2号及び第4号に該当しますが、第3条第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第13番

はい、この土地、当該地は、総合支所より約6 kmの北西の位置にございませ。賃貸借の案件でございませ。これは、XXXXXXXXXXが、従業員に作らすということで、もちろん貸されるほうも高齢のために、だめだというこ

ともございます。現地に行ってみますと、田植えが終わっておって、あれと思ったのですが、いずれにしてもちゃんとやってくれるのならいいなと思っております。総合支所の担当者とも協議しましたが、いいだろうという双方の意見でございます。皆様の判断をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

この案件につきましては、 様が法人であるということですね、農地所有適格法人かどうかということも鑑みないといけませんけれども、事務局のほうから説明をお願いします。

事 務 局

適格法人では該当していませんが、定款の中にですね、このたび農林業の経営というものを、事業の目的の中に入れられて、周辺の農地を荒らさないということをメインに考えて、使わせていただきたいという申請でございました。

議 長

以上を踏まえて何かご意見ご質問等ありませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

それでは、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

議案説明の前に、議案の訂正がございます。議案の中の、譲受人、譲渡人欄に記載されている住所、氏名が逆になっています。今、受け人に記載されている申請者が渡し人。渡し人に記載されている人が受け人となるのが正しいです。大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

では説明に入ります。

4番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも、畑及び田。面積は、673㎡、ほか3筆で、合計1,749㎡です。申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。権利の種類は所有権移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

では、担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい、申請地は、美和総合支所から北東に約4.5km。県道北中山岩国線沿いに位置する農地で、地目は田と畑です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しており農地を維持することが困難であり、申請地近

くに居住する、いどこにあたる譲受人に相談しましたが、話がまとまったとのことです。譲受人は申請地近くの所有地を耕作中であり、経営状況は良好です。5月19日に事務局と共に調査項目に照らし合わせて現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、「議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

では、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,409㎡ほか、1筆で、合計3,449㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電システムの設置です。発電出力は237.50kwです。権利の種類は所有権移転です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

はい、それでは説明します。この場所は南河内出張所より、南西へ約900mのところにあります。6月6日現地調査を行っております。この場所にただいまありました、永続的に太陽光の設置と、駐車場の設置でございます。太陽光は672枚で、建築面積は1438.43㎡で、計画の所要面積は駐車場を加えまして3,449㎡です。譲渡人は、現在この土地を休耕しておられ、管理も困難であります。譲受人は、太陽光電気事業を行う所有の土地がなく、用地を探していたところ、譲渡人の土地が適しているため、合意に至りました。被害防除計画書も提出されており、汚水、並びに生活排水はございません。雨水は農業用水路に流されます。年数回程度草刈り予定ということで、通気並びに日照を妨げることはないと思います。私は許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願ひをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとし、3,000㎡を超える案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田、現況、畑。面積は、401㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。権利の種類は使用貸借権の設定です。

農地区分は、支所から300m以内に位置する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第16番

それでは説明をいたします。申請地につきましては由宇総合支所より、南東へ約300mに位置します。農業振興地域外の第3種農地です。本件の申請人については、義理の親子関係にありまして、借受人が、妻の父親の農地に自己用住宅の新築を計画したものです。申請地は長らく農地として利用されておらず、貸付人も今後、耕作を再開する見込みもないために、借受人である、娘夫婦の計画に協力したいとのことでした。借受人も所有する土地がなく、住宅用地の新規購入は難しかったため、申請地の所有者である妻の父親から、新居の敷地として借り受けることで了解が得られ、使用貸借権の設定による転用の申請に至ったものです。6月6日、事務局職員と共に、調査項目に従い現地調査を行ったところ、特に問題の点はなく許可相当と思われる。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも畑。面積は393㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、一般住宅の建設です。権利の種類は所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途地域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、

被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

はい、それでは追加の説明をいたします。申請地は玖珂支所奏より北西へ約 740mのところの位置しております。譲受人は環境の良いこの地に、自己用住宅を建設するという事です。譲渡人は遠方に住んでいて、農地の管理が出来ないので、今回、譲り渡すことにしたとのことです。5月25日に事務局の職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませぬか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 錦地区

4番につきましては、申請者より取り下げの申し出がありましたので、議案から削除をお願いいたします。

議 長

4番につきましては、ただいまありました事務局からの説明通り、申請者の都合により、取り下げの申し出がありましたので、議案から削除をお願いいたします。

それでは次に、5番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,696㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電システムの設置です。発電出力は49.5kWです。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 12 番

はい、それでは説明します。申請地は美和総合支所より北北西へ約 3.2 km。県道本郷周東線と県道岩国錦線が合流する場所に位置する農地で、地目は、田です。譲受人は太陽光発電事業を展開する業者で、申請地を適切な事業地の候補地として選定しました。譲渡人は、相続により農地を取得しまし

たが、遠方に居住しており農地を適正に維持することが困難であり、今回の申し出を承諾したとのこと。事業内容としては、パネル 204 枚、49.5kW の売電用設備を設置するとのこと。防草シートは敷かず、草刈りをするとのこと。申請書に周辺に悪影響を及ぼさないよう十分注意し、万が一問題が発生した場合は自己の責任において対応します、との一言も入っております。5月26日事務局と共に現地調査を行ったところ、いずれの項目にも問題となる点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がございませんので、5番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

それでは、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 美和地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、305㎡ほか、1筆で、合計342㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、露天資材置場の設置です。権利の種類は所有権移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

はい、申請地は美和総合支所より西北西へ約0.8km、県道岩国佐伯線のところ、に位置する農地で、地目は田です。譲受人は申請地近くに事務所がある建設業者です。事業拡大により業務用資材置場が必要になり、適地を探していたところ、売買による農地を取得したものの、遠方に移住し、農地を適正に維持することが困難となった譲渡人との間で、話がまとまったところ。5月26日に事務局と共に現地調査を行ったところ、いずれの項目も問題な点はなく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

第 5 番

資材置場、露天資材置場と書いてあるのですが、建設業の場合、現場で発生した産廃、ていうか、持ち帰りを一時仮置きとかにすることが多々あるのですが、そういう問題は全然ないと考えて良いのでしょうか。

議 長

事務局。

事 務 局

美和支所事務局職員が回答させていただきますが、一応、事業計画としてはここに現場用のプレハブと、あとH鋼等の資材を置くということで、事業計画のほうをいただいておりますので、産廃等を置くということは計画には入っていないので、有り得ないと判断しております。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。

第 19 番

仮置きは申請すれば置けますのでね。その時出れば、通知処分せんといけんかね。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による通知について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、1,445㎡の内、49㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用施設です。農地区分は、第2種農地です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

説明の前に1点修正をお願いします。登記地目・現況地目欄なんですが、2-1の案件について、現況地目欄に雑種地と書かれてあります。これは休耕の誤りです。申し訳ありません、訂正をお願いします。

では、説明します。

1番 岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑、現況、休耕。面積は、263㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。農地区分

は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、715㎡のうち、1㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、携帯電話基地局の設置です。農地区分は、第2種農地です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

報告年月日は、令和4年5月1日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は特例有限会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか1件、合計2件の提出がありました。

議 長

報告第5号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、1,148㎡の内、234㎡です。届出人は記載のとおり。理由は畑地造成です。

ほか2件、合計3件の届出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明につきましては、ご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

連絡事項

- ①農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見のとりまとめについて
- ②新規就農者との意見交換会について

③農地利用状況調査の実施に伴う事前説明会について

(日程)

6月24日 金曜日 岩国・由宇地区 市民文化会館

6月27日 月曜日 玖北地区 美川コミュニティーセンター

6月30日 木曜日 玖西地区 周東勤労青少年ホーム

④農業者年金についての説明

- ・農業者年金の研修
- ・農業者年金戸別訪問実施要領について

議 長

委員の皆様から何か報告事項等ございませんか。

次回定例総会は、7月15日(金)午前10時から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の、今後の感染状況により、開催方法や会場などが変わる可能性がありますので、よろしくお願ひします。

なお、本日より農地の巡回調査を行います。本日午後、玖珂地区で私と、片山職務代理、玖珂地区の正副担当の小林委員、藤村委員、藤中委員、小川委員、とで行いますので、午後2時に総合センター裏に集合をお願いいたします。

また、この後、令和4年度の第2回目の代表者会議をこの場で開催しますので、各地区の代表委員、並びに中立委員の各委員のほうは、このままお待ちください。

来月から推進委員によります農地パトロールのほうも始まります。皆様方、農業委員のかたにもご相談があるかと思ひますけれども、ご協力のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。一点ですね、注意して頂きたい、よく見て頂きたいのは、資材置き場になっている様なところ、または埋め立てであるところ、または整地してある様なところ、についてですね、農地が無断で転用されているという様な案件も多々見受けられるようになってきておりますので、そのあたりにつきましては、地番等が分かればですね、事務局のほうにご相談していただき、そこが農地かどうかという確認をしていただけたらと思ひますのでよろしくお願ひいたします。また、来週からちょっと雨のほうはひどくなってくるんじゃないかという風な予報も出ておりますので、農作業の時には、くれぐれもご注意して頂きたいと思ひます。

それでは以上をもちまして、本日の総会は終了いたします。

お疲れ様でした。

次回総会について

令和4年7月15日 金曜日 午前10時から岩国市民文化会館 1階 第1研修室。

午前10時41分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長

梅川仁樹

署名委員

上 尾 家 隆

署名委員

藤 本 哲

